# 子育て世帯等に対する町営住宅の入居者資格の緩和についてのお知らせ

## 令和７年４月１日から
## 子育て世帯、若者夫婦等世帯の入居資格が緩和されます！

**○子育て世帯の入居収入基準の緩和**

同居者に小学校就学前の者がある場合　【認定月額】　214,000円以下

➡ 同居者に18歳未満の者がある場合　【認定月額】259,000円以下 に緩和します。

**○若者夫婦等世帯の入居基準の緩和**

夫婦等(※)のみの世帯であり、いずれかが39歳以下の者の場合

【認定月額】158,000円以下 ➡ 259,000円以下　に緩和します。

※事実上婚姻の者、婚姻予定者を含む。

※家賃が減額になる方については、申出書を提出いただいた後、認定されますと翌月から新しい家賃となります。
身延町役場　建設課において手続きをお願いします。
また、ご不明な点がございましたら下記まで問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】
身延町役場　建設課
建築住宅担当
電話：０５５６－４２－４８０８